

# 経営安定資金のご案内

## (大阪府中小企業融資制度)

大阪信用保証協会

大阪府の中小企業資金繰り対策、「経営安定資金（大阪府中小企業融資制度）」について、ご案内いたします。

信用保証協会の保証付融資により資金繰りを支援！

セーフティネット認定を受けられた中小企業者の方は、お申込み限度額が一般保証とは別枠に！

★一般保証とは別枠になりますが、既存の経営安定関連保証（経営安定資金、景気対応緊急保証、緊急経営対策資金含む）および災害関係保証（東日本大震災に限る）とは同枠になります。

### セーフティネット認定（5号）の対象業種について

原則全業種の取扱いは平成 24 年 10 月 31 日をもって終了し、平成 24 年 11 月 1 日以降は、業種を限定し、「日本標準産業分類（平成 27 年 4 月 1 日より、第 13 回改定に準拠）」の細分類にて指定されます。

次のいずれかに該当し、市町村の認定を受けた中小企業者が対象

- (1) 最近 3 か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して 5%以上減少していること。
- (2) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近 3 か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

※対象業種、認定要件については、中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)にてご確認ください。

お申込み、セーフティネット認定の窓口は、下記のとおりです。

	受付窓口
■ 経営安定資金のお申込みについては	取扱金融機関（※）
■ セーフティネット認定の申請については	事業所所在地（法人の場合は本社所在地）の各市町村の金融担当課

（※）平成 24 年 4 月 1 日から受付窓口が取扱金融機関へ変更となりました。

- 国が指定する特定業種に属し、一定要件に該当する方で、市町村の認定を受けた方が対象になります。
- 市町村の認定とは別に、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。